

◎岡山県教育委員会規則第七号

岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第六十一号）第七条に基づき、岡山県立学校の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他岡山県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置について定めることを目的とする。

(上限時間等)

第二条 岡山県立学校の教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第六条第三項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育委員会及び校長は、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月につき四十五時間

二 一年につき三百六十時間

2 前項の規定にかかわらず、岡山県立学校の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育委員会及び校長は、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月につき百時間

二 一年につき七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

(その他)

第三条 この規則に定めるもののほか、岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和二年八月三十一日までの間は、第二条第二項第三号中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（令和二年四月以降の期間に限る。）」と読み替えて同号の規定を適用する。